

VII 生徒指導

用語	関係法令等
＊ 生徒指導全般	<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども基本法（令和 4 年法律第 77 号） ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号） ・ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号） ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） ・ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号） ・ 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号） ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号） ・ 児童の権利に関する条約（平成元年 ※平成 2 年署名，平成 6 年批准） <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導提要（令和 4 年改訂） <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校学習指導要領（平成 29 年告示），高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）第 1 章（総則） ・ 小学校学習指導要領第 6 章，中学校及び高等学校学習指導要領第 5 章（特別活動）幼稚園教育要領（平成 29 年改訂），保育所保育指針（平成 29 年），幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年） <p>【報告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）』中教審第 228 号（令和 3 年） ・ 「子供・若者育成支援推進大綱」子ども・若者育成支援推進本部（令和 3 年） ・ 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成 29 年） ・ 「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」教職員のメンタルヘルス対策検討会議（平成 25 年） ・ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」中央教育審議会（平成 18 年）」 ・ 「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き」国立教育政策研究所教育課程研究センター（平成 30 年） ・ 『生徒指導リーフ Leaf. 18 「自尊感情」？それとも、「自己有用感」？』国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（平成 27 年） <p>【通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」文科初第 861 号（令和 3 年） ・ 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」文科初第 1114 号（令和元年） ・ 「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」文科初第 837 号（平成 30 年）

用語	関係法令等
* いじめ問題への対応	<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号） <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定（平成 25 年 最終改定平成 29 年） ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省（平成 29 年） <p>【報告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（平成 20 年 3 月） ・「いじめ追跡調査 2016－2018」国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（平成 28 年） ・「校区ではぐくむ子どもの力」国立教育政策研究所生徒指導研究センター（平成 23 年） <p>【通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」初等中等教育局長（平成 25 年） <p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員用いじめ対策必携」鹿児島県教育委員会（令和 3 年改訂） ・「保護者・教職員用『インターネットトラブル対策リーフレット』」鹿児島県教育委員会 ・「家庭（保管）用『いじめ対策リーフレット』」鹿児島県教育委員会
* 不登校への対応	<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号） ・学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号） <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」文部科学省（令和 4 年） ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」文部科学省（平成 29 年） <p>【通知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」初等中等教育局長（平成 21 年） ・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」不登校に関する調査研究協力者会議（平成 28 年） ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」初等中等教育局長（令和元年） ・「今後の不登校への対応の在り方について」初等中等教育局長（平成 15 年） ・「登校拒否問題への対応について」初等中等教育局長（平成 4 年） <p>【県教育委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校児童生徒の社会的自立を目指して」鹿児島県教育委員会

Ⅶ 生徒指導

I 生徒指導提要の改訂について

生徒指導提要とは

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう生徒指導に関する基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応（いじめ、不登校、暴力行為等）などについて網羅的にまとめたもの。



改訂の背景

- 平成22年に生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過。
- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、生徒指導提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化。
- 子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が位置付けられた「こども基本法」が成立。（令和4年6月）
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において生徒指導提要の改訂を検討。

改訂の基本的な方向性

- **「積極的な生徒指導」の充実**
児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。
- **個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映**
個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。
- **新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映**
生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

改訂版の公表について

- 「生徒指導提要の改訂について」（文部科学省初等中等教育児童生徒課 令和4年12月6日付事務連絡）にて通知。
- 生徒指導提要をデジタルテキストとしても活用。
 - ・ 教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者による活用。 ※文部科学省HPにて活用ガイドも公開中
 - ・ 法律や通知等の関連情報に容易にアクセス可能。
- **生徒指導提要のURL及びQRコード**
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



II 生徒指導の基本的な進め方

1 生徒指導の基礎

(1) 生徒指導の意義

ア 生徒指導の定義と目的

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで重要な意義をもつものと言える。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである。

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。児童生徒が深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、目標の達成のため自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し実行する力、すなわち「自己指導能力」を獲得することが目指される。

イ 生徒指導の実践上の視点

(ア) 自己存在感の感受 (ウ) 自己決定の場の提供
(イ) 共感的な人間関係の育成 (エ) 安全・安心な風土の醸成

ウ 生徒指導の連関性

(ア) 生徒指導とキャリア教育

いじめや暴力行為などの生徒指導上の課題への対応においては、児童生徒の反省だけでは再発防止力は弱く、自他の人生への影響を考慮すること、自己の生き方を見つめること、自己の内面の変化を振り返ること、将来の夢や進路目標を明確にすることが重要である。

(イ) 生徒指導と教育相談

① 個別性・多様性・複雑性に対応する教育相談

社会の急激な変化とともに、児童生徒の発達上の多様性や家庭環境の複雑性も増している。生徒指導における教育相談は、現代の児童生徒の個別性・多様性・複雑性に対応する生徒指導の中心的な教育活動だと言える。

② 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等については、生徒指導と教育相談が一体となって、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援」に重点をおいたチーム支援体制をつくることが求められている。

(2) 生徒指導の構造（2軸3類4層構造）

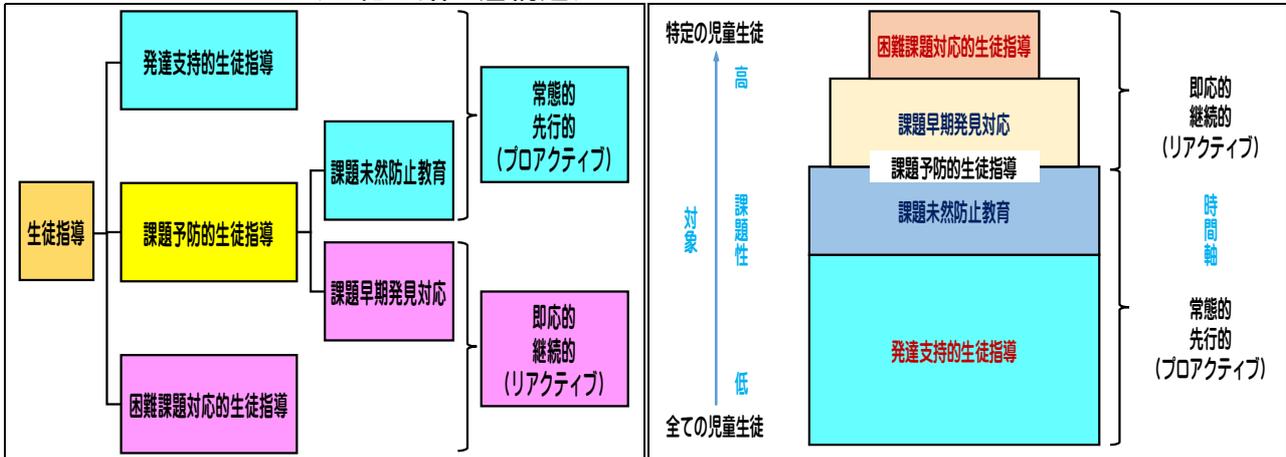


図1 生徒指導の分類

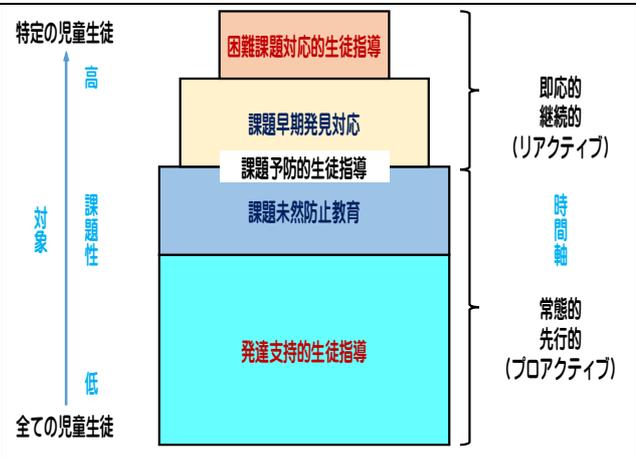


図2 生徒指導の重層的支援構造

生徒指導の2軸

○ 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育

○ 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導

生徒指導の3類

○ 全ての児童生徒の発達を支える発達支持的生徒指導

○ 全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む課題予防的生徒指導

○ 深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導

生徒指導の4層

○ 発達支持的生徒指導

- ・ 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。
- ・ 発達支持的というのは、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っている。
- ・ 日々の教職員の児童生徒への挨拶や声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけが大切になり、学習指導と関連付けて行うことも重要である。

○ 課題予防的生徒指導

- ・ 課題未然防止教育とは、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいと

した、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施することである。

(例) いじめ防止教育, 自殺予防教育 (SOSの出し方教育を含む), 薬物乱用防止教育, 情報モラル教育等

- ・ **課題早期発見対応**とは、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し対応する。

(早期発見の例)

いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテスト

スクールカウンセラー (以下「SC」という。) やスクールソーシャルワーカー (以下「SSW」という。) を交えたスクリーニング会議等

(早期対応の例)

機動的連携型支援チーム：学級・ホームルーム担任が生徒指導主事等と協力して機動的に課題解決を行う。

校内連携型支援チーム：生徒指導主事や教育相談コーディネーター, 学年主任, 特別支援教育コーディネーター, 養護教諭, SC, SSW等の教職員が協働して組織的なチーム支援によって早期に対応する。

○ 困難課題対応的生徒指導

- ・ いじめ, 不登校, 少年非行, 児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に, 校内の教職員 (教員, SC, SSW等) だけでなく, 校外の教育委員会等, 警察, 病院, 児童相談所, NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う。

(例) 校内連携型支援チームやネットワーク型支援チーム (関係機関等との連携・協働) による計画的・組織的・継続的な指導・援助を行う。

(3) 生徒指導の方法

ア 児童生徒理解

(ア) 複雑な心理・人間関係の理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解である。教職員の児童生徒理解の深さが鍵となる。

(イ) 観察力と専門的・客観的・共感的理解

児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が指導・援助の成否を大きく左右する。また、学年担当、教科担任、部活動の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。特に教育相談では、児童生徒の声を受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。

(ウ) 児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性

的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切である。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に生徒指導の方針や意

味などについて伝え発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要がある。

イ 集団指導と個別指導

(ア) 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切である。

集団づくりの基盤

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 安心して生活できる | ⑥ 集団での存在感を実感できる |
| ② 個性を発揮できる | ⑦ 他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける |
| ③ 自己決定の機会を持てる | ⑧ 自己肯定感・自己有用感を培うことができる |
| ④ 集団に貢献できる役割を持てる | ⑨ 自己実現の喜びを味わうことができる |
| ⑤ 達成感・成就感を持つことができる | |

(イ) 個別指導

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念がある。『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』（令和3年1月26日）において指摘されているように、「生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち」への対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められている。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

ウ ガイダンスとカウンセリング

ガイダンスとカウンセリングは、教員、SC、SSW等が協働して行う生徒指導において、児童生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪として捉えることができる。

学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。

※ 学習指導要領第1章「総則」（小学校・中学校は第4、高等学校は第5款）「児童（生徒）の発達の支援」の「1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実」の「(1)学級経営（高等学校はホームルーム経営）の充実」

※ 括弧内は、中学校と高等学校での表記

エ チーム支援による組織的対応

課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導においては、チームによる指導・援助に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要である。また、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育においても、チームを編成して学校全体で取組を進めることが求められる。

(ア) チーム支援の特色

生徒指導上の課題に取り組んでいる児童生徒一人一人に対して、保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行う。

チーム支援のプロセス

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① チーム支援の判断とアセスメントの実施 | ④ 支援チームによる実践 |
| ② 課題の明確化と目標の共有 | ⑤ 点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続 |
| ③ チーム支援計画の作成 | |

(イ) チーム支援の留意点

① **合意形成と目標の共通理解**

保護者や児童生徒と事前に、「何のために」、「どのように進めるのか」、「情報をどう扱い、共有するのか」という点に関して、合意形成や共通理解を図る。

② **守秘義務と説明責任**

個人情報を含めチーム支援において知り得た情報を守秘しなければならない。チーム内守秘義務（集団守秘義務）が重要である。学校や教職員は、保護者や地域社会に対して、説明責任を有し、情報公開請求に応えることも求められる。特に、当該児童生徒の保護者の知る権利への配慮が大切である。

③ **記録保持と情報セキュリティ**

会議録、各種調査票、チーム支援計画シート、教育相談記録等を的確に作成し、規定の期間保持することが必要である。これらの情報資産については、自治体が定める教育情報セキュリティポリシーに準拠して慎重に取り扱うことが求められる。

(4) 生徒指導の基盤

ア 教職員集団の**同僚性**

組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして実効的に機能するには、職場の組織風土（雰囲気）が大切である。学級・ホームルーム担任中心の抱え込み型生徒指導から、多職種による連携・協働型生徒指導へと転換していく際に重要となるのは、職場の人間関係の有り様である。

(ア) 教職員の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係

組織的・効果的な生徒指導を行うには、受容的・支持的・相互扶助的な人間関係が形成され、組織として一体的な動きをとれるかが鍵となる。また、教職員が絶えず自らの生徒指導実践を振り返り、教職員同士で相互に意見を交わし、学び合うことのできる同僚関係が不可欠である。

(イ) 教職員のメンタルヘルスの維持とセルフ・モニタリング

生徒指導では未経験の課題性の高い対応を迫られ、強い不安感、焦燥感、閉塞感、孤立感を抱き、心理的ストレスの高い状態が継続することがある。この状態が常態化するとバーンアウト（燃え尽き症候群）のリスクが高まる。受容的・支持的・相互扶助的な同僚性がある職場であれば、バーンアウトの軽減効果が期待される。また、自分の心理状態を振

り返る，セルフ・モニタリングも重要である。不安や苦しみを自覚したときに一人で抱え込まず，SCも含めて身近な教職員に相談できる職場の雰囲気や体制の整備が求められる。

イ 生徒指導のマネジメント

(ア) PDCAサイクルによる取組

学校の環境，児童生徒の状況，保護者や地域の人々の願い等について，調査や聴取を実施し，各種審議会答申や世論の動向等を見据えて，「児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけるか」，「何を生徒指導の重点とするか」等の目標を立てる。これを基に，生徒指導計画(P:Plan)を策定し，実施(D:Do)し，点検・評価(C:Check)を行い，次年度の改善(A:Action)へとつなげる。

(イ) PDCAサイクルでの留意点

① 生徒指導に関する明確なビジョンの提示

校長は，組織マネジメントの観点から，学校，家庭，地域の実態に基づいて，生徒指導の目標や育成したい児童生徒像に関する明確なビジョンを学校内外で提示し，一体感を醸成することが大切である。

② モニタリングと確実な情報共有

実施段階では，管理職によるきめ細かい教職員の動静把握（モニタリング）を適確に行うことが求められる。各教職員との確実な情報共有，委員会・部会・学年会等の議事内容の理解が不可欠である。

③ 保護者の学校理解と教職員理解

学校における生徒指導が効果を発揮するためには，保護者による学校や教職員への理解が鍵となる。学校から保護者へ積極的に情報を発信し，生徒指導の目標理解や協力をお願い，児童生徒の実態に関する情報共有等を図る。保護者の学校理解や教職員理解の深まりは，家庭や地域との連携・協働の基盤となる。

ウ 家庭や地域の参画

生徒指導は学校の中だけで完結するものではなく，家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を緊密にし，児童生徒の健全育成という広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要である。

(5) 生徒指導の取組上の留意点

ア 児童生徒の権利の理解

(ア) 児童の権利に関する条約（日本：平成2年署名，平成6年批准）

児童の権利に関する条約の四つの原則

- ① 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと（第2条 差別の禁止）
- ② 児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること（第3条 児童の最善の利益）
- ③ 児童生徒の命や生存，発達が保障されること（第6条 生命・生存・発達に対する権利）
- ④ 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること（第12条 意見を表明する権利）

(イ) こども基本法（令和4年6月公布）の基本理念の主な記載

- ① 全てのこどもについて，個人として尊重され，その基本的人権が保障されるとともに，差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条第1号）

- ② 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条第2号）
- ③ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条第3号）
- ④ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条第4号）

イ ICTの活用

(ア) データを用いた生徒指導と学習指導との関連付け

学習指導要領では、「学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と明記されている。分かりやすい授業、誰にも出番のある全員参加の授業が、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。ICTを活用することで、学習指導と生徒指導の相互作用を、データから省察することが求められる。

(イ) 悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応

ICTを活用することで、児童生徒の心身の状態の変化に気付きやすくなる、児童生徒理解の幅が広がりにつながることも考えられ、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見や早期対応の一助になることも期待される。一方、ICTにより得られる情報はあくまで状況把握の端緒であり、それにより支援の画一化が生じたりしないよう留意し、把握した状況から適切に対応する体制を構築しておくことが求められる。

(ウ) 不登校児童生徒等への支援

学校に登校できない児童生徒に対する学習保障や生徒指導という観点から、ICTを活用した支援は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年）の「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」（第3条第2号）という基本理念の実現方法の一つと言える。

ウ 幼児教育との接続

(ア) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されている。幼保小の教職員が、このような姿について共通理解を図り、指導の充実につなげていくことが大切である。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字等への関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

(イ) スタートカリキュラムの工夫

小学校では、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・

関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導計画の作成や指導の工夫をすることが必要である。スタートカリキュラムを編成・実施することにより、自分で考え、選択・判断し、行動する自己指導能力や他者との協働性の土台をつくることが可能になる。

エ 社会自立に向けた取組

生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、適切な働きかけを行うことであるという点に留意し、社会的自立に向けた取組を日常の教育活動を通じて実施することが求められる。

平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定）は、成年年齢引き下げ等への円滑な対応に加えて、子供・若者の生活する場として、家庭、学校、地域社会、情報通信環境（インターネット空間）及び就業（働く場）の5つを挙げ、それぞれの課題について解説している。学校という場の課題として、児童生徒の多様化、自殺・不登校等生徒指導上の課題の深刻化、教職員の多忙化・不足、学校の減少、情報化への対応の5点を示している。このような状況の下にあって、生徒指導は学校内で完結するものでもなく、卒業や中途退学、進路変更などに伴ってただちに終了するというものでもない。日頃から児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うことはもとより、生涯を見通したキャリア教育や適切な進路指導を行うことも大切である。また、必要な場合には、就労支援事業所や子供・若者相談機関などにつなぐといった支援を行うことも求められる。

2 児童生徒の発達を支える教育課程

教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要になる。

(1) 学習指導要領「総則」と生徒指導

ア 学級・ホームルーム経営の充実

学習や生活の基盤として、教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級・ホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援すること。

イ 生徒指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

ウ キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要とし

つつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

エ 個に応じた指導の充実

児童生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、性格等が異なることを踏まえ、教員が個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導方法の工夫や、学校の実態に応じた指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

(2) 学習指導と生徒指導

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められている。また、生徒指導においては、「社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認することが求められる。個別の問題行動等への対応といった課題早期発見対応及び困難課題対応的の生徒指導にとどまることなく、全ての児童生徒を対象にした課題未然防止教育、さらには一人一人のキャリア形成等も踏まえた発達支持的生徒指導の視点が重要になる。学習指導要領の趣旨の実現に向け、全ての子供たちが自らの可能性を発揮できるように「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していく上で、特に発達支持的生徒指導の考え方を生かすことが不可欠である。

(3) 学級・ホームルーム経営と生徒指導

学級・ホームルームは、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものである。教員は、個々の児童生徒が学級・ホームルーム内でよりよい人間関係を築き、学級・ホームルームの生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように、個別指導や集団指導を工夫することが求められる。

学級・ホームルーム担任は、学校の教育目標や学級・ホームルームの実態を踏まえて作成した学級・ホームルーム経営の目標・方針に即して、学級・ホームルーム経営を展開する。児童生徒が自主的・実践的によりよい生活や人間関係を形成しようとして展開される特別活動は、児童生徒が主体となって集団の質を高めたり、より深い人間関係を形成したりすることにつながる。

学級・ホームルーム経営は、年度当初の出会いから始まる生活づくりを通して、学級・ホームルーム集団を共に認め・励まし合い・支え合う集団にしていくことを目指す。これは、児童生徒の居場所をつくり、失敗や間違いを通して皆で考え、支え合い、創造する集団、つまり、生徒指導の実践集団を育てることでもある。その際に、児童生徒の発達を支えるという視点が重要になる。児童生徒は、それぞれが直面する課題を解決することによって自己実現し、自己指導能力を育てていくからである。学級・ホームルーム経営で行う生徒指導は、発達支持的生徒指導と課題未然防止教育を実践することに他ならない。

学級・ホームルーム活動における自発的・自治的な活動を通して、学級・ホームルーム経営の充実を図ることで、お互いを尊重し合う温かい風土が醸成される。こうした主体的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級・ホームルーム集団となることが、個々の児童生徒が自己有用感や自己肯定感などを獲得することにつながる。

これらの実践は、学校・学年及び学級やホームルームの特性を踏まえた年間指導計画に基づ

いて取り組まれる。年間指導計画の中でも、特に4月の出会いの時期は大切である。この時期の体験が年間を通した生活集団・学習集団・生徒指導の実践集団の基盤となるからである。この時期に、学級・ホームルーム集団の中で役割を担ったり協力し合ったり活動したりして自己存在感を実感できるようにし、自己肯定感を獲得するように働きかけることが求められる。

また、一人一人の児童生徒が発達課題を通して自己実現するためには、児童生徒自身による規範意識を醸成することも大切である。児童生徒が規範意識を身に付けることが、児童生徒にとって安全・安心な居場所づくりへとつながるからである。自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、児童生徒が主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けていくことになる。

(4) 教育課程編成上の留意点

教育課程編成上の留意点

- ア 「この教育目標の達成に向けて協働したい」と全教職員が思えるような目標を設定する。
- イ 保護者や地域からの協力が得られるように目標の共有に努める。
- ウ 教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能になるような具体性のある教育目標を設定する。

※ 「教科の指導と生徒指導」、「道徳科を要とした道徳教育における生徒指導」、「総合的な学習（探究）の時間における生徒指導」、「特別活動における生徒指導」について、生徒指導提要P44～67参照。

3 チーム学校による生徒指導体制

(1) チーム学校として機能する学校組織

中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月）において、チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されている。

「チーム学校」を実現するための四つの視点

- ① 教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし、チームとして機能すると同時に、心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け、教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させること。
- ② 校長のリーダーシップが必要であり、学校のマネジメント機能をこれまで以上に強化していくこと。
- ③ 教職員の専門性を高め、それを発揮するための環境を整備すること。
- ④ 教職員間に同僚性を形成すること。

学校がチームとして機能するためには、教職員同士（教員のみならず事務職員や学校用務員、SC、SSW等も含む）はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められる。

学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するために学校に関係する人々に求められる姿勢

- ① 一人で抱え込まない
- ② どんなことでも問題を全体に投げかける
- ③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる
- ④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

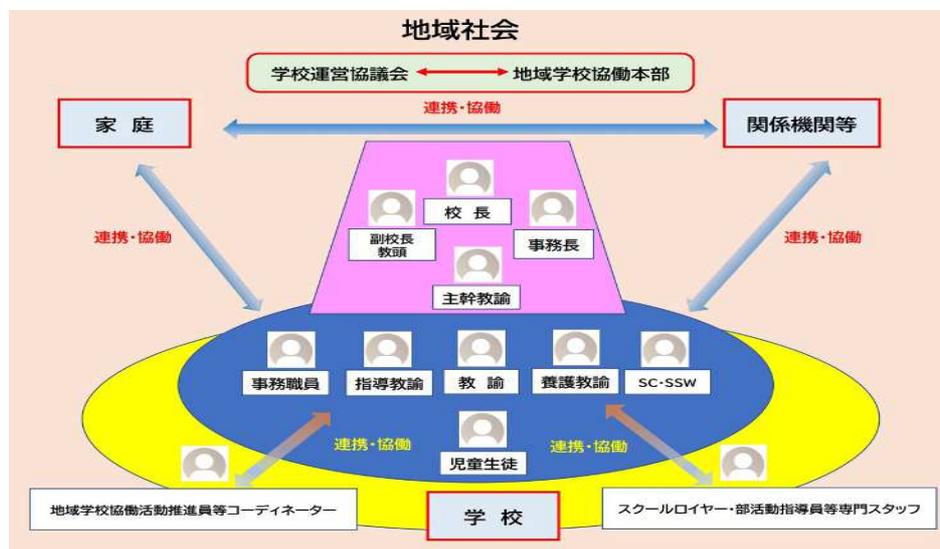


図3 チーム学校における組織イメージ

※ 「生徒指導部と生徒指導主事の役割」，「学年・校務分掌を横断する生徒指導体制」，「生徒指導のための教職員の研修」，「生徒指導の年間指導計画」) について，生徒指導提要P72～80参照。

(2) 教育相談体制

ア 教育相談の基本的な考え方と活動の体制

教育相談は，生徒指導の一環として位置付けられ，重要な役割を担うものであることを踏まえて，生徒指導と教育相談を一体化させて，全教職員が一致して取組を進めることが必要である。

教職員に求められる姿勢

- ① 指導や援助の在り方を児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから，あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し，柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

また，教育相談は，生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際，チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。

(ア) 校内チーム

- ① 機動的に支援を実施するために，担任とコーディネーター役の教職員（教育相談コーディネーター，特別支援教育コーディネーター，養護教諭など）を中心に構成される比較的少人数の支援チーム
- ② 児童生徒理解や支援方針について共通理解を図ることを目的とし，教育相談コーディネーター，特別支援教育コーディネーター，養護教諭等にSC，SSWを加え，学年主任や生

徒指導主事などの各分掌の主任等を含む比較的多様なメンバーで構成される支援チーム（生徒指導部会、教育相談部会、スクリーニング会議、ケース会議など）

(イ) 学校外の専門機関等と連携したチーム

学校外には、児童生徒の支援を目的に活動をしている団体や施設がある。その活動に関する様々な情報を把握し、地域と協力して校外のネットワークを活かしたチーム支援を進めることも大切な視点である。

チームを組めば、そこには必ず守秘義務が発生する。たとえ立場の違う者同士がチームを組むとしても、チーム内での守秘義務が徹底されるならば、それぞれの立場における守秘義務を盾にしなければならないケースは減ると考えられる。したがって、チーム内での守秘義務の徹底は、良好な連携・協働を進めるための大前提と言える。

イ 教育相談活動の全校的展開

○ **発達支持的教育相談**

- ・ 様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるもの。

(例) 個別面談やグループ面談等の相談活動、特別活動（望ましい人間関係の形成、協働的な問題解決能力の育成など）、教科学習（対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることのできる学び）など

○ **課題予防的教育相談：課題未然防止教育**

- ・ 全ての児童生徒を対象とした特定の問題や課題の未然防止を目的に行われるもの。

(例) 全ての児童生徒を対象とした、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムなど

○ **課題予防的教育相談：課題早期発見対応**

- ・ ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われるもの。

(例) 発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合など

早期発見の方法

丁寧な関わりと観察、定期的な面接、作品の活用、質問紙調査など

早期対応の方法

スクリーニング会議、リスト化や定期的な情報更新、個別の支援計画、グループ面談、関係機関を含めた学校内外のネットワーク型による支援など

○ **困難課題対応的教育相談**

- ・ 困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とするもの。

- ・ ケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。

困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合

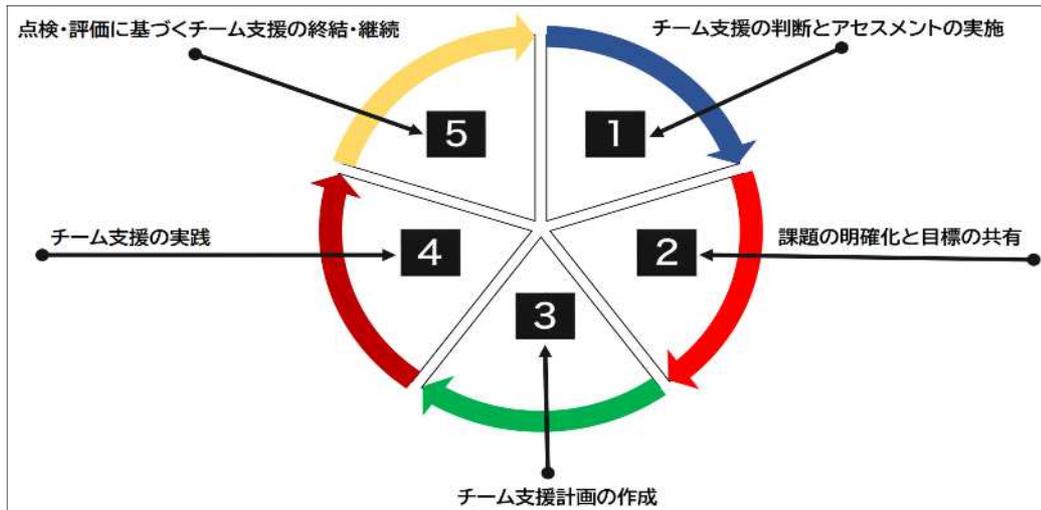


図4 チーム支援のプロセス

① チーム支援の判断とアセスメントの実施

- ・ 児童生徒の課題解決に向けて、生徒指導主任や教育相談コーディネーター等が中心となり、関係する複数の教職員（学校配置のSC，SSW等を含む。）等が参加する，アセスメントのためのケース会議を開催する。
- ・ 当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等についての情報を収集・分析・共有し，課題解決に有効な支援仮説を立て，支援目標や方法を決定するための資料を提供し，チーム支援の必要性と方向性について判断する。
- ・ アセスメントは，チーム支援の成否の鍵を握っているといっても過言ではない。

生物・心理・社会モデル（以下「BPSモデル」という。）によるアセスメント

- ・ BPSモデル(Bio-Psycho-Social Model)では，児童生徒の課題を，生物学的要因，心理学的要因，社会的要因の三つの観点から検討する。
- ・ 例えば，不登校の児童生徒の場合，「生物学的要因（発達特性，病気等）」，「心理学的要因（認知，感情，信念，ストレス，パーソナリティ等）」及び「社会的要因（家庭や学校の環境や人間関係等）」から，実態を把握すると同時に，児童生徒自身のよさ，長所，可能性等の自助資源と，課題解決に役立つ人や機関・団体等の支援資源を探る。

② 課題の明確化と目標の共有

- ・ ケース会議の目的は，その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か，どうやってそれを届けていくかを決定することである。そのためには，課題を明確化し，具体的な目標（方針）を共有した上で，それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行う必要がある。
- ・ 指導・援助は中・長期的に継続されていくものであり，長期目標（最終到達地点）と，それを目指すスモールステップとしての短期目標が必要になる。状況に応じて，短期目標を修正したり，次のステップへと進めたりするため，ケース会議は継続的に行われるものであることを共通理解しておくことも大切である。

③ チーム支援計画の作成

- ・ アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的なチームによる指導・援助の計画を作成する。「何を目標に（長期目標と短期目標），誰が（支援担当者や支援機関），どこで（支援場所），どのような支援を（支援内容や方法），いつまで行うか（支援期間）」を記載した「チーム支援計画」を作成し、支援チームを編成する。

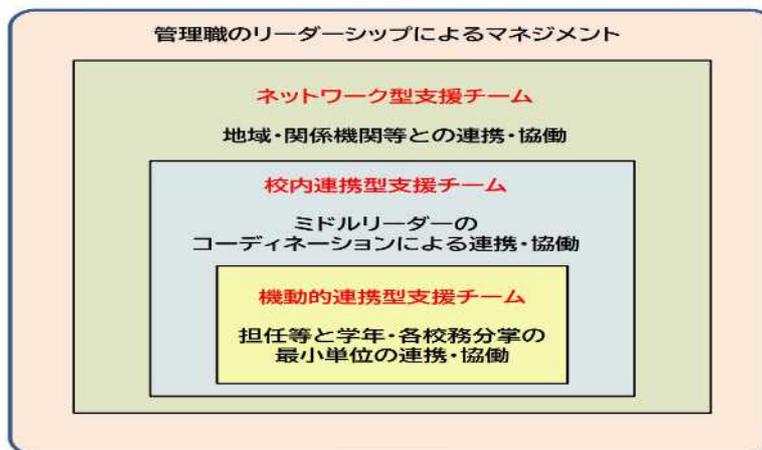


図5 支援チームの形態

④ チーム支援の実践

- ・ チーム支援計画に基づいて、チームによる指導・援助を組織的に実施する。

チーム支援の際の留意点

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 定期的なチームによるケース会議の開催 | ③ 管理職への報告・連絡・相談 |
| ② 関係者間の情報共有と記録保持 | |

⑤ 点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続

- ・ チーム支援計画で設定した長期的、短期的な目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行うことが必要である。
- ・ チーム支援計画の目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結する。年度を越える場合は再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続する。その際、前年度における支援の状況（児童生徒の様子、活動記録など）についての引継ぎが、支援の継続性を担保する鍵になる。

(3) 危機管理体制

リスクマネジメント（事前対応）

- 安全管理と安全教育を密接に関連させて進めていくことが大切である。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ① 危機管理マニュアルの整備 | ③ 日常観察や未然防止教育等の実施 |
| ② 危機対応のシミュレーション訓練等の実践的研修 | |

クライシスマネジメント（事後対応）

- 学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応を行うことによって、被害を最小限にとどめる必要がある。

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 安全確認等の初期段階の対応と早期の介入 | ③ 再発防止への取組 |
| ② 心のケアや心身の回復的な支援などの中長期の支援 | |

(4) 生徒指導に関する法制度等の運用体制

ア 校則の運用・見直し

- 校則とは、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的に校長によって制定されるものである。
- 校則に基づく指導を行う際は、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解し、児童生徒が自主的に守るように指導していくことが重要である。そのため、学校のホームページ等に公開したり、制定した背景を示すことが適切である。
- 校則の見直しについて、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえ、不断の見直しが求められる。その際、児童会・生徒会や保護者会を活用したり、見直しの手続きを示すことが望まれる。児童生徒の主体的な関与は、身近な課題を自ら解決する等の教育的意義がある。

イ 懲戒と体罰、不適切な指導

- 学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることである。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければならない。
- 体罰は学校教育法で禁止されており、体罰によらず児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう粘り強く指導することが重要である。
- 体罰でなくとも、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すといった不適切な指導は児童生徒の精神を追い詰めかねないことに留意する必要がある。
- 指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローが大切である。

不適切な指導の例

- ① 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ② 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ③ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ④ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ⑤ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ⑥ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ⑦ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

Ⅲ 個別の課題に関する生徒指導

個別の課題に関する生徒指導 ※生徒指導提要P120～289参照

第4章 いじめ	第8章 自殺	第12章 性に関する課題
第5章 暴力行為	第9章 中途退学	第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 <small>※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景等</small>
第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)	第10章 不登校	
第7章 児童虐待	第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題	

○ 各章のリード文において、現状や概要等について記載。各章の構成は、以下の内容を基本。

- 1) 関連法規・基本方針等
- 2) 学校の組織体制と計画
- 3) 未然防止・早期発見・対応
- 4) 関係機関等との連携体制